

船舶事故調査報告書

平成27年4月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成26年7月19日 20時00分ごろ
発生場所	京浜港横浜第1区の大さん橋ふ頭東方沖の東水堤 横浜北水堤灯台から真方位184°758m付近 （概位 北緯35°27.20′ 東経139°39.47′）
事故調査の経過	平成26年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{ジースライダー} Z-SLIDER、3.7トン 235-47028神奈川、個人所有 6.70m (Lr) × 2.75m × 1.38m、FRP ガソリン機関2基、84.60kW（合計）、平成18年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年9月10日 免許証交付日 平成23年8月25日 （平成28年9月9日まで有効）
死傷者等	軽傷 3人（同乗者）
損傷	船首に挫屈、亀裂及びガンを曲損等
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人等（以下「同乗者」という。）8人を乗せ、花火見物を終えて京浜港横浜第1区の大さん橋ふ頭東方沖から横浜市所在のマリーナに帰航を始めた。</p> <p>本船は、船長がフライングブリッジで操船し、横浜市所在の横浜ベイブリッジ橋梁灯（C2灯）（以下「本件橋梁灯」という。）を船首目標として東進中、出発から約1分後、平成26年7月19日20時00分ごろ大さん橋ふ頭東方沖の東水堤に衝突した。</p> <p>本船は、衝突の衝撃で、同乗者3人が転倒して膝、肘の打撲等を負い、同乗者1人が落水したが、けがは無く、近くで警備に当たっていた海上保安庁の巡視艇に救助された。</p> <p>本船は、船長に代わって、操縦免許を所持している同乗者が操船し、巡視艇に誘導されて横浜市所在の横浜防災基地に着岸した。</p>

	<p>着岸後、けがを負った同乗者3人は、タクシーで病院に向かい、治療を受けて帰宅した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>東水堤は、横浜市中区の山下ふ頭岸壁突端から北に延びる440mの防波堤であり、中央部に、長さ80mの切り通しがあった。</p> <p>東水堤には、夜間標識として、先端に緑色の灯火1基、切り通しの両端の沖側に紅色の灯火1基（灯高 約3.25m）及び陸側に緑色の灯火1基（灯高 約3.25m）、沖側の防波堤に30mの間隔で黄色の灯火6基（4秒間に1閃光、光達距離約4km）がそれぞれ設置されていた。</p> <p>船長は、本事故当時、東水堤の存在を知っていたが、本船が東水堤先端の北西方沖におり、本件橋梁灯を目標にして進めば前方に障害もなく横浜ベイブリッジを通過できる位置にいるものと思っていた。</p> <p>船長は、この海域において昼夜を問わず30年以上の操船経験があったが、約1年間操船しておらず、本事故当時、久々に操船を行った。</p> <p>船長は、花火大会終了後、いつもは、周囲の船の出方を見てから出発していたが、本事故当時、例年になく花火見物の船が少なかったため、他船の動きと周囲の状況をよく確認することなく早めに出発した。</p> <p>船長は、本事故当時、慣れた海域だったので、本船に搭載されたGPSプロッターを余り使用せずに航行した。</p> <p>船長は、矯正視力が1.2であり、本事故当時、眼鏡をかけて操船していた。</p> <p>本件橋梁灯（Iso W4s 灯高 約54m）は、2秒間隔で白色が2秒間、点灯していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大さん橋ふ頭東方沖において、花火大会終了後、船長が、東水堤北端の北西方におり、本件橋梁灯を船首目標にして進めば前方に障害物はないと思い込み、見張りを適切に行っていなかったことから、東水堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから本件橋梁灯を船首目標にしていたことから、視線を本件橋梁灯に向け、東水堤の夜間標識に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、大さん橋ふ頭東方沖において、花火大会</p>

	<p>終了後、船長が、東水堤北端の北西方におり、本件橋梁灯を船首目標にして進めば前方に障害物はないと思込み、見張りを適切に行っていなかったため、東水堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域でもGPSプロッター等を活用し、定期的に船位を確認しながら見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

